

令和2年11月27日

一般社団法人 埼玉県経営者協会長 殿

2020年度及び2021年度新卒者等の採用維持・促進に向けた特段の配慮について

2020年度卒業・修了予定者等（以下「新卒者等」という。）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年3月以降の企業説明会の延期・中止や一部の企業による採用選考活動の取りやめなど学生の就職活動への影響が生じているところ です。

11月17日に厚生労働省及び文部科学省において発表された「令和2年度大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況調査（10月1日現在）」では、大学生の内定率が69.8%と、前年同期比7.0ポイントの低下となっております。

こうした現下の状況に加えて、今般、第二の就職氷河期世代を作らないとの観点から、2020年度及び2021年度新卒者等の採用が着実に進むよう、必要な取組を進めるべく、関係省庁において検討を行い、別添のとおり、「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」をとりまとめたところです。

企業側におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい事情を抱えているところと思いますが、「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」を踏まえ、支援策の準備を進めているところであり、企業自身の将来のためにも、前途ある若者の将来のためにも、中長期的な視点に立って、2020年度及び2021年度新卒者等の採用維持・促進をお願い申し上げます。

あわせて、意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供することが重要であり、卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者等の採用枠に応募できるよう、改めて若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた対応をお願い申し上げます。

厚生労働省埼玉労働局長

増田嗣郎

